

天竜川下流部水面利用対策連絡会規約

(名称)

第1条 本会は、「天竜川下流部水面利用対策連絡会」(以下「連絡会」という。)と称する。

(目的)

第2条 連絡会は、天竜川下流部(天竜川右岸 掛塚橋下流から河口)における水面・水際の良い船舶等の係留環境の促進等を行うことにより、水面の安全かつ秩序ある利用の維持・増進を図ることを目的とする。

(協議・検討事項)

第3条 連絡会は、前条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項について協議・検討する。

- 一 係留保管施設及び放置船舶への是正措置及び管理に関する事項
- 二 水面利用者等への啓発に関する事項
- 三 その他水面利用に関して必要と認められる事項

(構成)

第4条 連絡会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

(組織)

第5条 連絡会には、会長1名を置き、それぞれの構成員の互選によりこれを定める。
2 会長は連絡会を代表し、会務を総括する。

(連絡会)

第6条 連絡会は、構成員から開催要請があった場合で会長が必要と認めた時、会長が招集し、連絡会の議長は会長がこれにあたる。
2 会長は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 連絡会の事務局は、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所とし、浜松河川国道事務所河川管理課が所掌する。

(規約の改正)

第8条 連絡会は、この規約を改正する必要があると認めた時は、構成員総数3分の2以上の同意を得て、これを行うことができる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議して定める。

附 則

この規約は、令和 3 年 12 月 22 日から施行する。

別紙

天竜川下流部水面利用対策連絡会構成員

【構成員】

静岡県 浜松土木事務所 維持管理課

浜松市 産業部 農業水産課

漁業関係者

国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所

【事務局】

国土交通省 中部地方整備局 浜松河川国道事務所 河川管理課

以 上